

# 令和7年度 総合評価落札方式の評価基準の 見直しについて（工事）

令和7年3月31日  
中部地方整備局 港湾空港部

- ◆令和7年4月1日以降に公告する工事より適用するものです。
- ◆本運用方針に基づき個別の工事に適用される評価項目等は、各工事の入札説明書を参照してください。
- ◆本方針の内容は変更する場合がありますので、以下ホームページでご確認願います。
- ◆問い合わせ窓口
  - 中部地方整備局港湾空港部：pa.cbr-nyuusatsu@mlit.go.jp（担当：品質確保室）
  - 本資料に対する質問と回答は、中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（<https://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/26/index.html>）に掲載します。

## 方針 「地元作業船の活用」の加点評価条件の見直し

大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業を担う作業船の保有・維持を促進するため、地元企業が所有する船舶を当該工事に使用する場合に評価を行っている。

現行最新の評価要領に合わせて、加点評価条件の見直しを行い、一層の活用促進を図るものとする。

### 現行基準

#### ◆加点評価条件

- 工事を実施する当該港の所在する都道府県内に本社・本店を有している地元企業の所有する作業船を使用すること。
- 当該工種の作業日数の50%以上使用すること。
- 本試行は「作業船の保有等（保有形態、環境性能、新造）」に換えて評価を実施すること。



### 新基準

#### ◆加点評価条件

- 工事を実施する当該港の所在する都道府県内に本社・本店を有している地元企業の所有する作業船を使用すること。
- 主要工種**の作業日数の**30%以上**使用すること。  
ただし、作業船の使用が**主要工種を含む複数工種にまたがる場合には、複数工種の合計作業日数の30%以上でも可とする。**  
また複数の地元作業船を使用して、**主要工種及び主要工種を含む複数工種の作業を行う場合も、地元作業船の合計作業日数が30%以上使用すること。**
- 本試行は「作業船の保有等（保有形態、環境性能、新造）」に換えて評価を実施すること。